

定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第9条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の4の5及び附則第4条の4の6の規定の適用については、附則第4条の4の5第1項及び附則第4条の4の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第4条の4の5第2項第1号及び附則第4条の4の6第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第11条第4項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の4の5及び附則第4条の4の6の規定の適用については、附則第4条の4の5第1項及び附則第4条の4の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第4条の4の5第2項第1号及び附則第4条の4の6第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第11条の3第2項中「第31条第5項第2号」を「第31条第3項第2号」に改める。

附則第13条の3中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第14条第1項、第16条の2第1項及び第3項並びに第17条の4第1項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

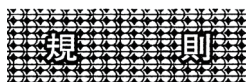
附則第19条及び第20条第1項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(納付又は納入方法に関する規定の適用)
- 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の長野県県税条例（次項及び附則第3項において「新条例」という。）第8条の規定の適用については、同条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者（徴収金の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。）」とあるのは、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者（徴収金の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。）若しくは地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する従前の公金事務（徴収金の収納に関するものに限る。）を行わせている者」とする。
(県民税に関する規定の適用)
- 新条例第25条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する規定の適用)
- 新条例附則第13条の3、第14条第1項並びに第16条の2第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、この条例の施行の日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(長野県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 長野県県税条例の一部を改正する条例（平成31年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。
附則第4項の表中「附則第4条の6第1項」を「附則第4条の8第1項」に改める。

税 務 課



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和6年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第28号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第6条の2の2」を「第6条の2の3」に改める。

第41条の2第1項中「個人の県民税払込書」を「個人の県民税及び森林環境税払込書」に改める。

第42条第1項中「個人の県民税課税状況報告書（当初分）」を「個人の県民税及び森林環境税課税状況報告書（当初分）」に改め、同条第2項中「又は個人の県民税課税状況報告書（確定分）」を「及び森林環境税課税状況報告書（調定額変更分）又は個人の県民税

及び森林環境税課税状況報告書(確定分)」に改め、同条第3項中「個人の県民税滞納額報告書」を「個人の県民税及び森林環境税滞納額報告書」に改める。

第64条中「附則第16条第2項、第6項及び第8項」を「附則第16条第4項及び第6項」に、「同条第3項」を「同条第1項」に改める。

第66条第1項中「附則第16条第3項」を「附則第16条第1項」に、「附則第16条第1項、第4項若しくは第7項」を「附則第16条第2項又は第5項」に改め、同条第2項中「附則第16条第3項」を「附則第16条第1項」に改め、同条第3項中「及び条例附則第16条第2項」を削り、「並びに同条第3項」を「及び条例附則第16条第1項」に、「附則第16条第5項」を「附則第16条第3項」に改める。

第66条の7第1項中「附則第16条第2項及び第6項」を「附則第16条第4項」に改め、同条第2項中「附則第16条第2項及び第6項」を「附則第16条第4項」に、「同条第3項」を「同条第1項」に改め、同条第3項中「附則第16条第2項及び第6項」を「附則第16条第4項」に改める。

様式第37号の複数税目・複数年度充当用中

銀行窓口 現金送金
送金小切手 郵便局窓口

を

銀行窓口 現金送金 郵便局窓口

に改め、同様式の自動車税(種別割)還付用中「送金小切手」を削る。

様式第86号中「、附則第16条第3項」を削り、「、附則第16条第4項、附則第16条第7項」を「、附則第16条第2項、附則第16条第5項」に、「附則第16条第2項」を「附則第16条第4項」に改め、「、附則第16条第8項」を削る。

様式第88号中「、附則第16条第3項」を削り、「、附則第16条第4項、附則第16条第7項」を「、附則第16条第2項、附則第16条第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(用紙の使用に関する経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の長野県県税に関する規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

税 務 課